

戸籍謄本等の提出について

大阪家庭裁判所家事部

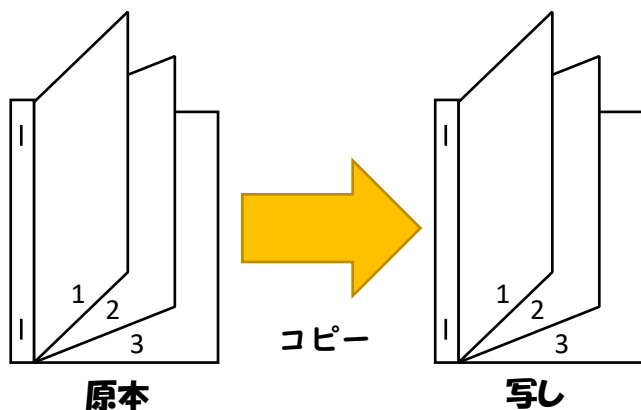
申立ての際に提出する**戸籍謄本**（改製原戸籍謄本、除籍謄本を含む）、**全部事項証明書**、**戸籍附票**、**住民票の写し**（以下「戸籍謄本等」といいます。）については、**原本**又は**写し（コピー）**の**どちらか**をご提出ください。

* 写しを提出する場合は、下記の留意事項をよく読んで、正確な写しを作成してください。

* 一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しすることができません。

《 写しを提出される方へ（留意事項） 》

【コピーの取り方・綴じ方】



※申立前にコピーをご準備の上、提出してください。

（裁判所の職員は、コピーをすることはできません。）

※全てのページをコピーしてください。手続に関係のない人しか記載されていないページも含めて全てのコピーが必要です。

※原本と同じように、ステープラー（ホッチキス）で綴じてください。

※その他詳細については、別紙「よくある質問」をご参照ください。

【コピーの悪い例】

✕ 両面コピー

✕ 拡大・縮小

✕ かすれ・欠け

✕ 落丁・乱丁

- 両面コピー、拡大コピー、縮小コピー、2in1、4in1などはせず、原本の形状通りにコピーしてください。
- かすれや欠けはないか、記載内容が正しく読めるか、確認してください。
- ページの抜け落ちや重複がないか、正確な順序で並んでいるか、別の戸籍のコピーや関係のない書類が混ざっていないか、確認してください。



コピーが不鮮明な場合など、記載内容を正しく読めない場合には、あらためて正確な写しの提出を求めることがあります。また、担当裁判官の指示により、原本の提出を求めることがありますので、裁判所の審理が終了するまで原本は大切に保管してください。

【戸籍謄本等をご提出される方へ】

～よくある質問～

- Q 1 審判や調停の申立てにあたり、戸籍謄本（改製原戸籍謄本、除籍謄本を含む。）、戸籍全部事項証明書、戸籍附票、住民票の写し（以下「戸籍謄本等」といいます。）の提出を求められています。これらは原本を提出する必要がありますか。**

原本を提出する必要はありません。原本から正確にコピーをとった写し（以下「正確な写し」といいます。）を作成し、その写しを提出することでかまいません。

なお、正確な写しを提出された場合でも、担当裁判官の判断により、原本の提出が求められることがありますので、裁判所の審理が終了するまでは、原本を大切に保管しておいてください。

- Q 2 正確な写しとはどのようなものですか。**

正確な写しとは、原本からコピー機で等倍のコピーをとって作成されたもので（白黒も可）、原本と同じ枚数、同じ形状で、ページの順番も原本と同じように綴じられていて、かすれや欠けがなく、正しく読めるものをいいます。

全てのページが正確にコピーできているか、かすれや欠けはないか、ページの抜け落ちや重複などがないか、ページの順番も原本と同じようになっているか、ステープラー（ホッチキス）で正しく留められているか、別の戸籍のページが混ざっていないかについてご確認いただいた上で、必ず原本と照合し

て正確な写しを作成してください。

また、糊付けされた小さな紙（掛紙）がある場合（下記Q11をご参照ください。）は、その紙をめくって、下の紙も忘れずにコピーし、原本と同様に小さな紙を切り貼りしてください。

提出された写しが正確でない場合、正確な写しを再度ご提出いただくこととなりますが、裁判官の判断により原本の提出をお願いする場合があります。

Q 3 戸籍謄本等の写しは、カメラ（携帯電話、スマートフォンに内蔵されたものを含む。）で戸籍謄本等を撮影したものを提出していいですか。

提出できません。カメラで撮影した画像を印刷したものは、「正確な写し」とは認められません。必ず、コピー機でコピーした正確な写しを提出してください。

Q 4 戸籍謄本等の正確な写しを作成する自信がありません。

正確な写しを作成することが難しい場合は、原本を提出することもできます。ただし、一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しできないことにご留意ください。

Q 5 戸籍謄本等の正確な写しを提出する場合、これらの原本を提示もしくは提出する必要はありますか。

原則としてその必要はありません。ただし、担当裁判官の判断等により、

戸籍謄本等の原本の提示もしくは提出を求めることがあります。裁判所の審理が終了するまでは原本を大切に保管しておいてください。

Q 6 人事訴訟を提起する場合は、戸籍謄本等の原本を提出しないといけませんか。

そのとおりです。

Q 7 当事者等に韓国籍の者がいるために、「家族関係証明書¹」及びその訳文の提出を求められていますが、これも写しの提出でいいですか。

写しの提出でかまいません。日本国籍の方についてご提出いただく戸籍謄本等と同様に、「家族関係証明書」及びその訳文の双方について、正確な写しの提出で足ります。

Q 8 すでに裁判所に提出した戸籍謄本等の原本を他の手続で使いたいのですが、原本は返してもらえないのですか。

一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しできません。なお、戸籍謄本等の再取得が困難であるなどの場合は、担当書記官にご相談ください。

¹ 韓国戸籍、基本証明書、婚姻関係証明書、入養関係証明書、親養子入養関係証明書及び外国人登録原票も同様です。

Q 9 提出すべき戸籍謄本等が複数あります。複数をまとめて 1 枚にコピーしたり、両面コピーをして提出してもいいですか。

そのような提出は認められません。正確な写しは、戸籍謄本等の原本の形状と同じように作成してください。複数の戸籍謄本等をまとめてコピーしたり、両面コピーをしたものを提出することはできません。また、縮小コピーや拡大コピーもしないでください。

Q 10 提出すべき戸籍謄本等が 2 枚以上にわたっています。まとめて 1 枚にして提出したり（いわゆる「2 i n 1」）、両面コピーをして提出してもいいですか。

そのような提出は認められません。正確な写しは、戸籍謄本等の原本の形状と同じように作成してください。2 枚以上をまとめてコピーしたり、両面コピーをしたものを提出することはできません。また、縮小コピーや拡大コピーもしないでください。

Q 11 改製原戸籍謄本や除籍謄本において、身分事項が記載された欄に小さな紙（掛紙）が糊で貼られているものが発行されました。貼られた紙を含め全部コピーした上で、原本と同じように糊付けをして提出しないといけませんか。

そのとおりです。ご提出いただく写しは、戸籍謄本等の原本の形状と同じように作成してください。

Q12 以前は、戸籍謄本等の原本を手元に置いておきたい場合は、原本と写しを裁判所に提出し、後に原本が返還される取扱いがされていましたが、そのような取扱いはされないのですか。

令和6年1月1日以降は、そのような取扱いはしていません。戸籍謄本等につき、正確な写しを提出すれば、原本を提出する必要はありません。

以 上

注 意 書

- 1 **申立書**は、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、その写しを、相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書の写し（コピー）も提出してください（写しは、相手方の人数分だけの部数が必要となります）。
上記のとおり、申立書の写しを相手方に送付しますので、**申立人の住所を相手方に知られると、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所（同居中の住所など）を記載してください。**相手方の住所は相手方が実際に住んでおられる住所を記載してください。
- 2 **事情説明書**は、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
- 3 **送達場所の届出書**は、裁判所から書類を送付する場所を記載してください。申立書の記載の住所と別の場所にすることも可能です。なお、**相手方に知られることで生命・身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所は、できるだけ避けてください。どうしてもその場所しかない場合は、必ず、「非開示の希望申出」欄を記載してください。**
- 4 **進行連絡メモ**は、調停を円滑に進めるために記載していただきます。裁判所限りの書面ですので、相手方に見られることはありません。
- 5 **その他の提出された書類**については、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、自分でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。**また、自ら作成する書面に、そのような情報を記載しないようにしてください。**

以 上

調停で書類を提出される方へ〔窓口配布用〕

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係

0 はじめに

申立書を提出した後に、さらに追加で書面を提出したい場合は、下記の注意事項をよく読んで書面を作成してください。

1 提出書類の種類

提出書面は、主に次の2種類があります。あなたが提出する書面がどちらに当たるのか判断してください。

「**主張書面**」・・・あなたの主張・言い分・意見・希望などをまとめた書面や相手の主張への反論などを記載した書面のことです。作成方法は2を参考にしてください。

「**資料**」・・・あなたの主張や言い分を裏付ける資料。例えば、不動産登記事項証明書、通帳の写し、残高証明書などの資料のことです。作成方法は3を参考にしてください。

2 「主張書面」の作成方法

- (1) A4版（この書面の大きさ）の用紙に横書きで記載し、この書面と同じように、左端に幅3センチメートル程の綴じしろを設けて作成してください。
- (2) 別紙作成見本を参考にして、①事件番号（令和〇〇年（家イ）第〇〇〇〇〇号）、②作成年月日、③あなたの署名（又は記名）と押印（認め印で可）、④提出先裁判所と担当部係名を必ず記載してください。
- (3) 他の当事者等に知られたくない情報は記載しないでください。
- (4) 主張書面は、裁判所提出用1通とあなた以外の当事者の人数分の副本（コピー）を作成し、いずれにも署名（又は記名）押印してください。ただし、1人の代理人が複数当事者から委任を受けている当事者用については代理人用の書面を1通のみ用意してください。
- (5) 裁判所提出用の1通は、裁判所に提出してください。副本（コピー）は、原則として、他の当事者又は代理人に直接送付してください。直接送付することが困難な

場合は、副本（コピー）を裁判所に提出してください。

3 「資料」の作成方法

- (1) 裁判所が原本の提出を求めているものについては、資料の原本はご自身のお手元に保管し、原本をコピーしたものを資料として提出してください。なお、資料の原本は、調停期日に持参してください。
- (2) 裁判所では、提出された資料を提出者ごとに提出された順に管理します。提出される書面（資料をコピーしたもの）を縦にした際、右上余白部分に、書類ごとに、以下のとおり通し番号を付けて提出してください。

申立人は、1つの書類ごとに（例えば1つの銀行の通帳の写しごとに）「甲第1号証」、「甲第2号証」というように「甲」の通し番号を付けていただき、相手方は、「乙第1号証」、「乙第2号証」というように「乙」の通し番号を付けていただきます。後日、さらに資料を提出する場合は、前回の番号の続きの番号を付けます（これまでに「甲第5号証」まで提出していた場合は、「甲第6号証」から番号をふってください。）。

申立人が家庭裁判所に提出される資料のコピーには、通し番号として資料のコピーの右上余白部分に「甲第1号証」、「甲第2号証」という表記を必ずしてください。

- (3) 資料（原本をコピーしたもの）は、裁判所提出用1通と、あなた以外の当事者の人数分の副本（コピー）を作成してください。ただし、1人の代理人が複数当事者から委任を受けている当事者用については代理人用の副本を1通のみ用意してください。
- (4) 裁判所提出用の1通は、裁判所に提出してください。副本（コピー）は、原則として、他の当事者又は代理人に直接送付してください。直接送付することが困難な場合は、副本（コピー）を裁判所に提出してください。
- (5) 資料の中に他の当事者等にはどうしても見られたくない情報等が記載されている場合やマイナンバーが記載されている場合（源泉徴収票等）には、必ず、その部分を黒塗りするなどして、誰からも読み取れないようにしたコピー

一を裁判所に提出してください。

4 提出書類の開示

あなたが提出される主張書面や資料等について、他の当事者等が閲覧（見ること）や謄写（コピーをすること）の申請をすれば、原則として、お見せしたりコピーすることを認めることになります。

5 他の当事者に知られたくない情報がある場合

他の当事者等に知られたくない情報は、主張書面等に記載せず、調停期日において、調停委員へ直接口頭で伝えてください。

他の当事者等に知られたくない情報は、裁判所に提出しないことが最も安全です。主張書面・資料・委任状など、すべての書面に、そのような情報が記載されていないか、ご自身で、十分に確認してください。

提出書類に他の当事者等に知られたくない情報が含まれるときは、必ず、ご自身の責任で、黒塗り（マスキング）するなどして読み取れないようにしてコピーしたものを、裁判所に提出してください。

あなたから提出された副本は、原則として他の当事者等に交付しますので、提出書類は、他の当事者等に見られることを前提として、今後、誰に閲覧・謄写されても差し支えないように作成し、裁判所に提出してください。

他の当事者等に知られたくない内容（情報）が含まれる書面を、黒塗り（マスキング）せずに、どうしても裁判所に提出したいと希望される方もおられますが、単に隠したいという気持ちだけでは隠せません。他の当事者等に知られたくない内容（情報）が、他の当事者等に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場合は、次の方法をとって書面を提出してください。

【非開示希望の申出】

知られたくない情報の部分にマーカー等で色付けして特定し、別途「資料の非開示希望の申出書」を作成して（非開示を希望する書面を提出するごとに毎回必要です。）、知られたくない情報がある書面の上に重ねて、左側をステープラー（ホッチキス）で留め、一体にして裁判所に提出する。

「資料の非開示希望の申出書」の添付がない書面は、そのまま相手に開示さ

れます。裁判所は、提出された書面に非開示希望情報が記載されているかどうかを点検することはありません。

他の当事者等に見られることで生命身体に危険が生ずる情報がある方は、必ずこの書面 5 ページの「【注意事項】自らの情報の適切な管理のために」を確認してください。

実際に非開示希望の申出をされるときは、必ず事前に、申出方法等を担当書記官に口頭、電話、書面等で問い合わせをされ、十分な理解と準備のうえで、慎重に提出するよう努めてください。また、非開示希望の情報が含まれる書類を安易に提出するようなことは絶対におやめください。

なお、当事者を特定する事項につき、秘匿申立てをすることもできます。その場合、別途手数料等が必要ですので、詳しくは書記官にお問い合わせください。

非開示希望の申出があった場合でも、裁判官の判断により、書類の全部又は一部について、他の当事者等が閲覧したり謄写することを許可する場合がありますので、予め、ご承知おきください。

6 提出方法

調停期日の 10 日前には裁判所に届くよう、担当書記官に宛てて、持参又は郵送で提出してください。

7 その他

- (1) 当事者双方の提出書類は、調停が不成立となり審判手続に移行した場合、原則として、裁判官の判断資料となります。ただし、非開示希望部分や資料等に黒塗りした部分は、審判の判断資料とはなりません。
- (2) 家事事件の当事者には、誠実に手続を追行する責務があり、家庭裁判所が行う事実調査や証拠調べに協力することとされています。この書面の注意事項等をよく読んで、書類等を提出してください。

以 上

【注意事項】 自らの情報の適切な管理のために

大阪家庭裁判所

非開示希望情報※を相手に知られないようにするには、ご自身で適切に管理していただくことが必要不可欠です。

裁判所は、提出された書面に非開示希望情報が記載されているかどうかを点検することはありません。以下のとおり、書面提出の際には、十分注意して、自らの情報を適切に管理するようにしてください。

- 適切な管理に当たっては、そもそも非開示希望情報を裁判所に提出しないことが重要です。自ら提出される書面に非開示希望情報が記載されている場合には、その部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。また、自ら作成する書面に、そのような情報を記載しないようにしてください。
- 非開示希望情報が記載されたままの書面をどうしても提出したい場合には、提出する書面ごとに、相手に知られたくない部分にマーカーを引いて、非開示希望申出書を添付して裁判所に提出する方法があります。ただし、そのような方法によった場合でも、裁判官の判断により非開示希望情報が相手に開示されることもあります。
- 非開示希望申出書が添付されていない書面は、当然に、非開示希望情報の記載のない書面として取り扱われ、そのまま相手に開示されます。

裁判所は提出された書面に非開示希望情報が記載されているかどうかを点検することはありません。ご自身で十分気を付けましょう。

※ 相手に知られることであなたやお子さんなどの生命・身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報をいい、秘匿決定がされた秘匿事項も含みます。

作成見本

令和●●年（家イ）第●●●●●号

▲▲▲▲申立事件

被相続人 ●●●●

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割●●係 御中

令和●●年●●月●●日

申立人 ● ● ● ● (印)

主張書面

頭書の事件について、私は、下記のとおり主張します。

記

1 ●●●●について

[illegible]

■■■■■■■■である。（裏付け資料は甲第○号証）

2 ●●●●について

QUESTION

■■■■■■■■である。（裏付け資料は甲第○号証）

以上

※ 左側に幅3センチメートル程の余白を設けてください。

令和 年(家イ)第 号

送達場所の届出書

★記名押印のうえ、太枠内部を記載(該当する□にチェック)してください。

令和 年 月 日

氏名

印

届け出た場所で送達ができなかった場合、あなたに書類が現実には届かないまま手続が進行する可能性がありますので、届出場所は慎重に選んでください。

☐ 申立書記載の住所でよい。(★この住所は住民票上の住所ですか。 ☐はい ☐いいえ)

☐ それ以外の送達場所を指定する(以下に記入してください)。

〒 (方)

(★この住所は住民票上の住所ですか。 ☐はい ☐いいえ)

この送達場所は

☐ 現住所・居所

☐ 自分が住んでいない住所→受け取ってくれる人を下の送達受取人欄に必ず記載してください。

(送達受取人:)

☐ 勤務先の住所(勤務先名:)

(注意) 届出場所が変更になった場合、変更の届出をしないと、変更前の届出場所に郵便が送られ、送達が完了したことになる場合がありますので、必ず「送達場所の変更届出書」を提出してください。

上記記載のうち、他方当事者に知られることで、生命身体に危険が生じるような情報がありますか。

☐ ありません。 →記載終了です。

☐ あります。 →下記のとおり非開示希望の申出をします。
反対当事者に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるという部分に、マーカー等で色付けして特定してください。

非開示希望の申出書

上記送達場所の届出書に記載した内容のうち、マーカー等で色付けした部分については、他方当事者に非開示とすることを希望します。

非開示を希望する理由(具体的に記載してください。)

進行連絡メモ

この書面は、手続を進めるうえで参考にするもので、裁判所限りの書面です。

★太枠内部を記載（該当する□にチェック）し、末尾に記名押印してください。

1 あなたの電話番号（平日午前9時から午後5時までに連絡のとれる番号）

【自宅】 — — 【携帯】 — —

【自宅・携帯とも記入された方のみ】あなたに電話をかける際には（ ☐ 自宅優先 ☐ 携帯優先 ）

あなた（自宅）に電話をかける際には、「家庭裁判所」と名乗っても

- ☐ かまわない
☐ 「家庭裁判所」の名称ではなく担当者の個人名でかけてほしい

2 家庭裁判所に配慮を求めたいこと（ご希望に添えない場合もあります。）

- ☐ 調停日（曜日・時間帯など）について希望がある。
☐ 都合の悪い曜日： ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金
☐ 都合の悪い時間帯：☐ 午前 ☐ 午後1時～午後3時 ☐ 午後3時～午後4時30分
☐ その他 具体的にお書きください。

- ☐ 相手は、調停時に暴力を振るう等、不穏な行動をとるおそれがある。
☐ わたしを探したり、待ち伏せをする。
☐ わたしに対して暴力をふるう。
☐ 刃物など凶器となるようなものを携帯する。（考えられる携行品 ）
☐ 他人に暴力をふるう。（官公庁や他人の家で暴れたことがある。）
☐ その他（具体的にお書きください。 ）

- ☐ 体調に配慮して欲しい。（ ☐ あなた ☐ 相手 ）
☐ 妊娠中（現在 か月 ・ 出産予定日：令和 年 月 日）
☐ 現在治療中の病気がある。（病名： ）
☐ その他（ ）

- ☐ その他（ ）

令和 年 月 日 氏名

印